

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		利用の許可
根拠法令及び条項		新座市コミュニティセンター規則第5条第3項 第1項の許可は、新座市コミュニティセンター利用(変更)許可書又は新座市コミュニティセンター設備利用許可書を交付して行うものとする。
所管部課係名		教育総務部公民館
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 原則即日
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)